

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成25年度計画
I 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 25 年4月1日から平成 30 年3月 31 日までの5年間とする。	—	—
II 業務運営の効率化に関する事項 機構は、会社(高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。)第1条に規定する会社をいう。以下同じ。)と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的としていることから、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努めること。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 会社(高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号。以下「道路会社法」という。)第1条に規定する会社をいう。以下同じ。)と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的としていることから、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努める。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 会社と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努める。
1 組織運営の効率化 機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。	1 組織運営の効率化 効率的な業務運営を行うために機動的な組織運営を図り、高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の返済等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に的確に対応する。 このため、組織の運営について、以下のとおり取り組むとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを行う。 ① 法人の権限及び責任の明確化、透明性及び自主性の向上等に対応した組織の整備 ② 社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備	1 組織運営の効率化 必要最小限の組織として設置した総務部、経理部、企画部、関西業務部の4部により、組織運営の効率化に努める。

平成25年度の業務の実績

平成 25 年度計画 I -1

【年度計画 I -1における目標設定の考え方】

設立時に必要最小限の組織として設置した4部体制により、法人の権限及び責任の明確化、透明性、自主性の向上等に対応した組織の整備、社会経済情勢の変化に対し機動的に対応できる組織の整備を図るべく、組織運営の効率化に努める。

【平成 25 年度における取組】

- 1) 各担当部の業務執行に当たり、各部間の連絡会議や機構掲示板の活用等を通じて情報の共有化を図り、業務運営の円滑化を図るとともに、債務管理、資産管理、危機管理等の横断的業務に関して、4部が連携して取り組み、業務の効率的な運営に努めた。
- 2) 関西業務部の業務について、業務内容に応じて3理事が分掌していたが、試行的に理事長代理が一元的に掌理することとし、業務運営の効率化を図った。

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

引き続き、業務や組織の在り方について継続的な点検を行い、効率的な業務運営に努める。

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成25年度計画
2 一般管理費の縮減 <p>機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに5%以上削減すること。</p>	2 一般管理費の縮減 <p>外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)について、平成 24 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに5%以上の削減を行う。</p>	2 一般管理費の縮減 <p>外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)について、平成 24 年度に比べ、1%以上の削減を行う。</p>
3 入札及び契約の適正化の推進 <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表すること。</p>	3 入札及び契約の適正化の推進 <p>契約について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。</p>	3 入札及び契約の適正化の推進 <p>契約について、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行い、取組状況を公表する。</p>
4 積極的な情報公開 <p>機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な</p>	4 積極的な情報公開 <p>機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、次に掲げる取組を実施することにより、積極的な情報公開を行う。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努める。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促す。また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用する。</p>	4 積極的な情報公開 <p>次に掲げる取組を実施することにより、情報公開を行うとともに、公開内容の充実を図る。 その際、セグメント情報、会社情報等を含め、ホームページ、パンフレット、ファクトブック等で分かりやすく提供する。 また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用する。</p>

平成25年度の業務の実績

平成 25 年度計画 I -2

【年度計画 I -2における目標設定の考え方】

外部委託、集約化、ITの活用等により業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)について、計画的な削減を図るため、平成24年度に比べ、中期計画期間内(5ヶ年)での5%削減を行うため、初年度は前年比1%以上の削減を行う。

【平成 25 年度における取組】

一般管理費(人件費及び特殊要因を除く。)については、効率的な業務の実施に取り組むとともに、調査委託業務の発注時期を見直した結果、平成 24 年度に比べ1%以上削減するとした目標を上回る削減(8.5%)となった。

《一般管理費削減実績》

(単位:百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	
		金額	増減率
一般管理費 (人件費及び特殊要因を除く。)	465	425	▲8.5%

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

引き続き、業務運営全体の効率化を推進し、一般管理費の削減に取り組む。

平成 25 年度計画 I -3

【年度計画 I -3における目標設定の考え方】

入札及び契約の適正化については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、所要の取組を推進する。

【平成 25 年度における取組】

1) 契約手続に当たっては、競争性を確保するため、入札・契約手続運営委員会等において、契約方式、競争参加資格等に係る審議を経て、随意契約とすることが真にやむを得ないもの(13 件)を除き一般競争入札等(一般競争入札 44 件、企画競争2件、確認公募3件)を実施した。

(上記に含まれる資金調達に係る債券発行に関する契約は、一般競争入札 36 件、確認公募2件)

2) 外部有識者及び監事による「契約監視委員会」を開催し(11月)、「競争性のない随意契約」が真にやむを得ないものであるか、「一者応札・一者応募となった契約」について競争性の確保を目指す方策が執られているか等の点検・検証を行ったところ、全ての契約について特段の指摘・問題はなかった。また、その結果については機構HPで公表した。(12 月)

[参考資料:資料1]契約状況等

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、引き続き、所要の取組を推進する。

平成 25 年度計画 I -4

【年度計画 I -4における目標設定の考え方】

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすためには、積極的な情報公開を進めることが必要であることから、公表が義務付けられている財務諸表だけではなく、機構の業務運営をより詳細に把握するのに役立つ情報を、多様な手段を通じて国民に分かりやすく提供する。

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成25年度計画
<p>情報開示を促すこと。</p> <p>また、機構の業務運営や高速道路事業に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。</p>	<p>ホームページ等を積極的に活用する。</p> <p>① 財務内容の公開 財務情報の透明性の確保を図るために、財務諸表等を積極的に公開する。その際、セグメント情報について、可能な限り詳細に示す。 また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>	<p>① 財務内容の公開 財務諸表等を公開する。 その際、セグメント情報もホームページに掲載する。 また、債券の発行に伴い作成する債券説明書については、ホームページに掲載する。</p>
	<p>② 資産の保有及び貸付状況の公開 高速道路に係る道路資産の保有及び貸付状況(保有及び貸付延長、貸付先、貸付期間等)をホームページに掲載する。</p>	<p>② 資産の保有及び貸付状況の公開 ホームページで公開している「道路資産の保有及び貸付状況」を更新する。</p>
	<p>③ 債務の返済状況の公開 債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。 また、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>	<p>③ 債務の返済状況の公開 機構の收支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、差異の根拠、分析等も含め、内容を公表する。 また、決算時において、会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況も公表する。</p>

平成25年度の業務の実績

平成 25 年度計画 I -4-①

【平成 25 年度における取組】

- 1) 平成 24 年度の財務諸表等並びに債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況、建設・維持・管理の状況、道路資産の保有及び貸付状況を内容とする高速道路事業関連情報について、記者発表を行うとともに、ホームページに掲載した。(8月)
- 2) 平成 24 年度のセグメント情報については、全国路線網、地域路線網(4路線網)及び一の路線(6路線)ごとに公表し、かつ、全国路線網については、会社別の情報も併せて公開した。また、会社の協力により提供を受けた会社情報を総括し、全社の高速道路関連の情報を一覧形式で分かりやすくホームページに掲載した。
- 3) また、平成 24 年度財務諸表を官報に公告(10月7日付)した。
- 4) 財務情報について、高速道路勘定における利益剰余金は、利益を留保しているものではなく、全て債務の返済に充てられるものであることを解りやすく示すため、ホームページにおける債務の返済と財務諸表の関係の記載を改善した。(3月)

[参考資料:資料2]債務の返済と財務諸表の関係

- 5) 財投機関債を発行する都度、債券説明書をホームページに掲載した。

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

財務内容の公開を積極的に行うとともに、引き続き、分かりやすい情報提供に努める。

平成 25 年度計画 I -4-②

【平成 25 年度における取組】

ホームページで公開している路線網ごと及び会社ごとの保有及び貸付延長を記載した「道路資産の保有及び貸付状況(総括表)」並びに路線ごとの延長、貸付先、貸付期間等を記載した「道路資産の保有及び貸付状況(路線別)」について、随時更新した。

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

「道路資産保有及び貸付状況(総括表)」及び「道路資産保有及び貸付状況(路線別)」について、引き続き、随時更新する。

平成 25 年度計画 I -4-③

【平成 25 年度における取組】

- 1) 平成 24 年度の機構の収支予算の明細に基づく債務返済の計画と実績の対比等の情報について、機構及び会社の収入、支出、引受け債務(引渡し債務)及び債務残高等の項目の内訳を含め、計画額、実績額及びその差額、さらに差異の根拠、分析等の説明を付して公表した。(8月)
- 2) 平成 24 年度における会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表した。(8月)

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

債務の返済状況について、引き続き、債務返済計画に基づく計画と実績の対比等の情報を公表するなど、分かりやすい情報提供に努める。

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成25年度計画
	<p>④ 債務返済の見通しの根拠の公開 協定に基づいて策定される最新の知見による債務返済の見通しに関する根拠(金利、交通量、収入、経済動向等)について公表する。</p>	<p>④ 債務返済の見通しの根拠の公開 債務返済の見通しに関する根拠(金利、交通量、収入、経済動向等)について公表する。</p>
	<p>⑤ 費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。</p>	<p>⑤ 費用の縮減状況等の公開 高速道路の新設、改築及び修繕に関するコスト縮減の情報について、該当する工事の債務引受額、コスト縮減額、助成額及び会社の経営努力の内容を公表する。 また、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容及び利便性の向上を示す客観的な指標を公表する。</p>
	<p>⑥ 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p>	<p>⑥ 評価及び監査に関する事項 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、ホームページで情報の提供を行う。</p>
	<p>⑦ ホームページ等の充実 上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。 また、ホームページのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページのアクセス状況を引き続き調</p>	<p>⑦ ホームページ等の充実 上記①から⑥の情報提供に当たっては、各事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、ホームページに掲載し、積極的な情報公開に努める。なお、英語版のホームページについても、迅速な更新に努める。引き続き、道路利用者の利便性を高めるため、会社と共同し、高速道路料金施策についての総括的なページとして充実を図る。 また、平成24年度にアクセス状況の調査・分析結果などを基に全面的にリニューアルしたホームページのアクセス状況を引き続き調</p>

平成25年度の業務の実績

平成 25 年度計画 I -4-④

【平成 25 年度における取組】

II-2-①に記載した会社との協定の見直しに併せて、業務実施計画の見直しを行い、その際に用いた債務返済計画の見通しに関する根拠を公表した。(6月、3月)

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

業務実施計画の見直しを行った際には、債務返済の見通しに関する根拠について公表する。

平成 25 年度計画 I -4-⑤

【平成 25 年度における取組】

- 1) 平成 24 年度に債務引受のあった事業について、当該年度における各事業の債務引受限度額と債務引受額の差額とその理由を公表した。(8月)
- 2) 会社の経営努力の内容については、助成委員会の終了後にホームページにて公表した。(5月、8月、12月)
- 3) 会社の協力を得て、平成 24 年度における管理コストに係る計画と実績の対比及び差異の理由等並びに道路管理に関するアウトカム指標(本線渋滞損失時間、路上工事時間、死傷事故率、道路構造物保全率(舗装)ほか)の実績を公表した。(8月)

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

引き続き、費用の縮減に関する情報を積極的に公表するとともに、会社の協力を得て、会社が行う高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減の内容等を公表する。

平成 25 年度計画 I -4-⑥

【平成 25 年度における取組】

以下の項目について、ホームページで情報提供を行った。

- ・平成 24 年度の財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見(8月)
- ・平成 24 事業年度監事監査報告書(8月)
- ・独法評価委員会による第2期中期目標期間の業務及び平成 24 年度業務に係る実績評価(10月)
- ・会計検査院の平成 24 年度決算報告のうち当機構に関する部分とその対応方針(11月)

なお、政策評価等については、当機構に関する部分はなかった。

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

引き続き、評価及び監査に関する情報をホームページで情報の提供を行う。

平成 25 年度計画 I -4-⑦

【平成 25 年度における取組】

- 1) 平成 25 年度計画 I -4-①～⑥の情報については、各事務所に据え置いて閲覧に供するとともに、迅速にホームページに掲載した。
- 2) 平成 24 年度の決算の公表(8月9日)に合わせて、財務諸表及び債務返済状況等をまとめた高速道路関連情報をホームページに掲載するなど、英語版も含め、適時適切なホームページの更新(約 160 回)を行った。
- 3) 「高速道路の料金割引」ページにおいて、平成 26 年 4 月 1 日以降の新たな料金割引に係るページや原発事故による避難者等に対する高速道路の無料措置(対象者拡大)に係るページへのリンクを掲載するなど、適時適切な情報提供に努めた。
- 4) 独法評価委員会の指摘等を踏まえ、海外調査報告書に係るアンケートページについて、ユーザーがより利用しやすいよう記入式から選択式にするなどの改善を行った。(10月)
- 5) アクセスデータの解析やユーザーの意見等を踏まえ、次のような改善を行った。

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	平成25年度計画
	<p>ページとなるよう必要な改善を図る。</p> <p>⑧ 業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。</p>	<p>査・分析するとともに、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう充実を図る。</p> <p>⑧ 業務パンフレット等による広報 機構の目的や業務の内容について、パンフレットやファクトブック等を活用することにより、情報を分かりやすく提供する。</p>
5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るために、業務実績の評価を実施すること。	5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るために、債務の返済状況を始めとし、業務全体について定期的に自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。	5 業務評価の実施 業務の効率性及び透明性の向上を図るために、業務全体について自己評価を行い、その結果を公表する。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

平成25年度の業務の実績

- ・ホームページのどの箇所を閲覧しているのかが分かるように、トップメニュー及びサイドメニューの該当見出しの背景色が変わるように仕様を変更した。(10月)
- ・各会社の高速道路の更新計画(大規模更新、大規模修繕)について、リンクするバナーをトップページに新設した。(1月)
- ・ユーザーが必要とする情報の判別を容易にするため、トップページの「新着情報」について項目毎に色分けを行った。(3月)
- ・アクセス数が多い「ファクトブック」、「海外調査報告書」等について、ユーザーのアクセスを容易にするため、トップページのサイドメニューに新たなサブメニューを追加した。(3月)
- ・ユーザーの便宜を図るため、PDFへ直接リンクするサイドメニュー項目について、「PDF」表示を追加した。(3月)

6) ホームページの総アクセス件数は、約 432 万件(平成 24 年度:約 402 万件)となった。

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

引き続き、ホームページのアクセス状況を調査・分析のうえ、分かりやすく配慮しつつページ内容を充実させ、利用者にとって価値のある情報を提供する。

平成 25 年度計画 I -4-⑧

【平成 25 年度における取組】

機構の目的や業務内容、協定及び業務実施計画、機構の平成 24 年度決算等を内容とするパンフレット「高速道路機構の概要 2013」を 10 月に、同パンフレットの英語版及びより詳細なデータを掲載した「高速道路機構ファクトブック 2013」を 11 月に発行し、関係機関、全国の主要公立図書館等に配付するとともに、ホームページにも掲載し、情報提供に努めた。

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

引き続き、パンフレットやファクトブック等の多様な媒体を活用した情報提供を行う。

平成 25 年度計画 I -5

【年度計画 I -5における目標設定の考え方】

債務を計画通り確実に返済するため、業務実績を定期的に自己評価し、必要に応じて組織・業務運営の見直しなどを行う。また、機構の業務運営の透明性を向上させるため、自己評価の結果を公表する。

【平成 25 年度における取組】

- 1) 第2期中期目標期間の業務及び平成 24 年度の業務について、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に定める報告書を作成し、業務全体について自己評価を行い、当該報告書をホームページにて公表した。(8月)
- 2) 平成 25 年度の業務について、理事長を委員長とする内部統制委員会において、監事の出席も得て、平成 25 年度計画の上半期の達成状況、下半期の見通し等について審議するとともに、新たに各種課題への対応について工程表を作成して詳細に審議した。(11月、12月)
また、平成 25 年度の業務全体についての自己評価並びに平成 24 年度及び第2期中期目標期間に係る業務実績評価調査の課題・改善点、業務運営に対する意見等及び平成 24 事業年度監事監査報告書において指摘のあった事項への対応状況について、審議した(2月、3月)。さらに、役員会において自己評価について審議の上、ホームページにて公表した。(3月)

【中期目標達成に向けた平成 26 年度の見通し】

平成 26 年度業務については、平成 25 年度業務の自己評価を踏まえ、引き続き、内部統制委員会及び役員会において、業務達成状況等の審議、自己評価を行うとともに、評価結果の公表を行い、必要に応じて、適切な措置を講ずる。